

第6期介護保険事業計画 がスタート



～安心して暮らせる 思いやりのまちづくり～

平成27年4月から、市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画がスタートしました。基本理念に「安心して暮らせる思いやりのまちづくり」を掲げ、これからさらに進展する超高齢社会に対応するため、介護予防などに積極的に取り組み、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して過ごせるようサービスを充実させることとしています。

今月号では、介護保険事業計画の概要と改正された制度などについて紹介します。

介護保険制度 3年ごとに見直し

平成12年度に始まった介護保険制度は、今年で16年目となります。この制度は、介護保険料や国・県・市町村の負担金等を財源として、介護が必要な人や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要になつても、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう作られたものです。

法律で3年ごとに事業計画を見直すことになっており、今回は、新たに平成27年度から29年度までの計画を策定しました。

高齢者人口の増加： 10年後を見据えた計画

日本の総人口は、総務省の推計によると、平成26年10月1日現在、1億2709万人となつており、そのうち65歳以上の高齢者は3300万人を占め、高齢化率は26.0%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成になつています。

一方、那須烏山市では、平成26年10月1日現在で総人口は2万7397人(栃木県毎月人口調査)となつておらず、そのうち高齢者人口は8751人を占め、高齢化率は32.0%と栃木県(25.1%)や全国平均(26.0%)を大幅に上回っています。このように、総人口が減少するなかで高齢者人口は増加を示しており、高齢化率はさらに急速に上昇することが予想されます。



在宅での生活が安心して送れるよう
地域包括ケアシステムを運用し、
サービスの充実強化を図ります。

第6期介護保険計画 主な事業

平成27年には、いわゆる「団塊の世代」が高齢者に到達し、その世代が後期高齢者となる10年後の平成37年には、日本の総人口は1億2066万人に、そのうち高齢者人口は3657万人(社会保障・人口問題研究所・中位推計)となり、高齢化率は30.3%になると予想されています。

一方、那須烏山市では、平成26年10月1日現在で総人口は2万7397人(栃木県毎月人口調査)となつており、そのうち高齢者人口は8751人を占め、高齢化率は32.0%と栃木県(25.1%)や全国平均(26.0%)を大幅に上回っています。このように、総人口が減少するなかで高齢者人口は増加を示しており、高齢化率はさらに急速に上昇することが予想されます。

また、近年、経済情勢や地域社会など高齢者を取り巻く環境が大きく変化したため、高齢者の意識やライフスタイルが変わりつつあります。こうした変化を踏まえ、本市でも、第5

期介護保険事業計画(平成24年度)26年度を策定し、高齢者が要介護状態になつても可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、「介護・予防・医療・生活支援住まい」のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取り組みを行ってきました。

今回は、これまでの高齢者施策、介護保険事業の実績を分析・評価するとともに、平成37年には団塊の世代が後期高齢者になることを踏まえ、中長期的展望のもとに計画を策定しました。

そのほか、本市では、介護サービスの「在宅サービス・施設サービスの方向性の明確化」と、新たに地域支援事業に位置づけられる「医療・介護連携・認知症施策の推進」に重点を置き計画を進めていく予定です。

サービス充実に向けた 3つの基本目標

地域包括支援センターを中心には、高齢者の健康維持・介護予防・生活の安定、保健・福祉・医療の向上のため、地域支援事業を推進します。

地域で包括的にケアする体制の充実を図るため、医療や介護の連携、生活支援などが切れ目なく提供される

第6期介護保険事業計画がスタート

「地域包括ケアシステム(※1)」を推進するほか、本計画の基本理念「安心して暮らせる思いやりのまちづくり」を実現するため、高齢者福祉、介護保険事業の推進の柱として、次の3つの基本目標を掲げます。

■地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり

▽在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らす

ことができるよう、医療と介護サービスを一体的に提供するための情報共有、連携強化に努めるほか、在宅での生活が安心して送れるよう地域包

括ケアシステムを運用し、在宅サービスの充実強化を図ります。

▽認知症支援の推進

認知症になつても住み慣れた地域で継続した生活を送れるように医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携し、効率的な支援を行うシステムを構築します。

▽自立を支える生活支援サービスの充実

高齢者の自立を総合的に支援し、介護予防効果の高いサービスの提供に努めます。

▽権利擁護と虐待防止の推進

高齢者の日常生活における様々な面での権利擁護、虐待防止の取り組みを充実させます。

▽住まいづくりの推進

自立や介護に配慮した多様な住まいの確保などの環境整備を推進します。

▽災害支援体制の推進

一人暮らしの高齢者などが災害時に迅速に対応できるよう、市内各地域における支援体制の充実に努めます。

■健康で生きがいのある生活の支援

▽健康づくりの推進

今後、高齢者が急増することから、こころの健康に対する支援体制の一層の充実を図るほか、生活習慣病対策として、健診事後指導の充実や特定保健指導における支援体制を強化し、自ら健康づくりに取り組み、健やかな高齢期を迎えるとともに、健康寿命(※2)の延伸が図れるよう、青壯年期の健康づくり対策を進めています。



【用語解説】

※1 地域包括ケアシステム…高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一貫的に提供される体制。

※2 健康寿命…日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間。

※3 地域支援事業…高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になつてもそれ以上悪化しないよう、可能な限り地域において自立した生活が送ることができるよう支援する事業。

上から、自立を支える生活支援サービスとして、需要が高まる配食サービス事業／認知症になつても住み慣れた地域で生活を維持できるように、認知症サポーターを養成／地域住民でお年寄りを支援する「ふれあいの里」も8箇所に増設(写真は、昨年9月から始まった南大和久)。

介護保険制度の改正

平成27年度は介護保険制度改正の年となり、今後、様々な見直しが予定されていますのでその概要についてお知らせします。

①地域支援事業の充実と予防給付の見直し【平成29年4月までに実施】

地域支援事業（※3）の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業を発展的に見直し、新しい総合事業を実施します。多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう、予防給付の訪問介護、通所介護を総合事業に移行します（図1参照）。

②特別養護老人ホームの中重度者への重点化【平成27年4月から実施】

原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能を重点化します。なお、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所が認められます。

③第1号保険料の多段階化・軽減強化【平成27年4月から実施】

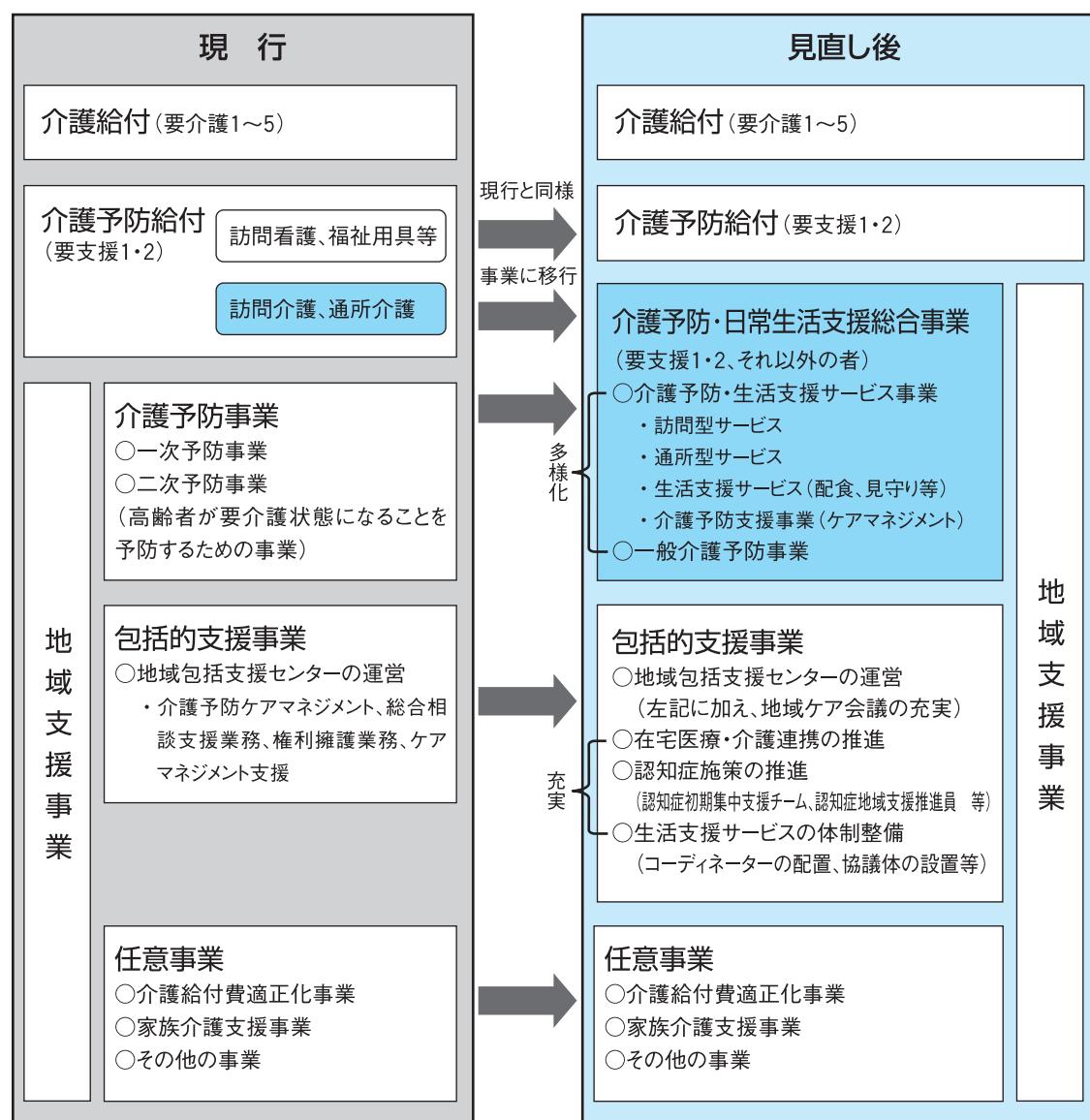
第1号介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料

設定を行った観点から、第5期計画に

保険料の負担軽減を図ってきたところですが、本市において第6期計画では、さらに弾力的な運用を図るた

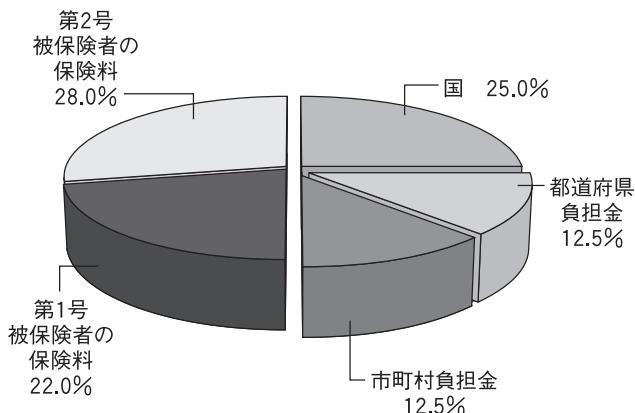
め、11段階区分に設定しました。これまでの介護サービスの給付実績と今後の見通しなどを検討し、65歳以上

図1：介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



第6期介護保険事業計画がスタート

図2:介護保険料の負担割合



(第1号被保険者)の介護保険料基準額(第5段階)は年額5万9,000円(第5期は第4段階)から6万7,000円(1,700円増)になりました。なお、40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険で算定方法が定められています。(図2、表参照)

④一定以上所得者の利用負担の見直し[平成27年8月施行]

介護保険制度が創設されて以来、これまで一律1割に据え置かれてきた利用者負担について、現役世代の

過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内の負担の公平性を図るため、相対的に負担能力のある一定以上の所得がある人の負担割合が2割に設定されます。

表:65歳以上の介護保険料

段階	対象者	基本割合	第6期保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者、及び世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.50 (0.45)	30,400 (27,300)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	0.65	39,500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記以外の者	0.75	45,500
第4段階	世帯課税で本人が市民税非課税の者で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.90	54,600
第5段階	世帯課税で本人が市民税非課税の者で、上記以外の者 【基準額】	1.00	60,700
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.20	72,800
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	1.30	78,900
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	1.50	91,100
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者	1.70	103,200
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	1.80	109,300
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の者	1.90	115,300

*第1段階は、市議会6月定例会で、条例改正後、公費による軽減措置を活用し、基本割合が0.50から0.45に引き下げられる見込みです。

⑤特定入所者介護サービス費の見直し[平成27年8月施行]

特定入所者介護サービス費(特別養護老人ホーム等の食費・居住費の補助)について、預貯金等を保有し負担能力

介護サービスを利用する場合は、市の窓口(保健福祉センター内健康福祉課・鳥山市役所市民課総合窓口)で申請をしてください。

65歳以上の第1号被保険者は、介護が必要であれば原因を問わず認定を受け、サービスを利用することができます。40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、老化が原因とされる16の特定疾病により、介護や日常生活の支援が必要となつた場合に、認定を受けサービスを利用できます。

市では、今後も高齢者の要望などを把握しながら、介護保険事業をはじめとする高齢者福祉の充実を図ります。

地域の皆さんの健やかで安心した暮らしをお手伝いするための介護保険制度ですので、上手に利用して、負担軽減に役立ててください。

詳しくは、健康福祉課☎0287-115までお問合せください。

が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公正や、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を図るため、配偶者の所得、預貯金等、非課税年金の勘案を見直します。

サービス利用には申請を

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

市では住民基本台帳法第11条及び第11条の2の規定に基づいて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を行っています。ここでは、住民基本台帳法の規定に基づき、平成26年度の閲覧状況を公表いたします。

住民基本台帳法第11条第1項に基づく請求

番号	当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
1	自衛隊栃木地方協力本部	自衛官募集に伴う広報(根拠法令:自衛隊法第29条第1項、同第35条)および高等工科学校生徒募集に伴う広報(根拠法令:自衛隊法第29条第1項、住民基本台帳法第11条)	平成27年3月4日	那須烏山市全域 平成9年4月2日～10年4月1日までに生まれた男女267人及び12年4月2日～13年4月1日までに生まれた男131人

住民基本台帳法第11条の2第1項に基づく請求

番号	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
1	株式会社エスピー研	「栃木県世論調査」実施に係る対象者抽出	平成26年5月13日	満20歳以上の男女 住所が南1丁目・大里:32人
2	株式会社インテージリサーチ	「旅行・観光消費動向調査」実施に係る対象者抽出	平成26年5月14日	住所が東原・小河原・高瀬・大里・小塙・森田:85人
3	一般社団法人新情報センター	「母子保健に関する世論調査」実施に係る対象者抽出	平成26年7月8日	日本国籍を有する20歳以上の男女 住所が三箇90番地～:15人
4	一般社団法人中央調査社	「新聞及びウェブ利用に関する総合調査」実施に係る対象者抽出	平成26年7月18日	満15歳以上の男女 住所が滝:23人
5	株式会社タイム・エージェント	「結婚・妊娠・出産・子育てに関するアンケート調査」実施に係る対象者抽出	平成26年9月4日	満20歳以上40歳未満の男女 住所が下境・月次:30人
6	株式会社エスピー研	「消費生活に関する県民意識調査」実施に係る対象者抽出	平成26年9月4日	満18歳以上の男女 住所が大桶・熊田:32人
7	株式会社日本リサーチセンター	「郵便利用構造調査」実施に係る対象者抽出	平成26年9月30日	満20歳以上79歳以下の男女 住所が南大和久:20人
8	株式会社エスピー研	「青年の意識と行動に関する調査」実施に係る対象者抽出	平成26年10月7日	満18歳以上満40歳未満の男女 住所が上境・志鳥:32人
9	株式会社エスピー研	「男女共同参画社会に関する意識調査」実施に係る対象者抽出	平成26年10月7日	満20歳以上の男女 住所が中央1丁目・神長:32人
10	一般社団法人新情報センター	「戦後70年に関する意識調査」実施に係る対象者抽出	平成26年10月30日	日本国籍を有する20歳以上の男女 住所が城東・表・旭1丁目:12人
11	一般社団法人新情報センター	「一人暮らし高齢者に関する意識調査」実施に係る対象者抽出	平成26年11月7日	日本国籍を有する65歳以上の人 暮らしの男女 住所が志鳥27番地～:15人

新中学校で開校式・入学式

南那須中が新たなスタート切る

4月8日(水)、下江川中学校と荒川中学校が統合した新たな中学校「南那須中学校」の開校式・入学式が行われました。

当日は、大谷範雄市長をはじめ、市議会議員や市教育委員、教職員、生徒、保護者など関係者が出席し、南那須中の新たな門出を祝いました。

開校式では、大谷市長から「新しい生活が始まります。仲間を作り切磋琢磨して今まで以上に楽しい学校生活を送ってください」との祝辞が述べられました後、山久保拓男校長が、「下江川中学校と荒川中学校の伝統と歴史を調和し融合させ、教育活動を充実させたい。生徒の皆さんは大きな夢と希望を持つて

「一步ずつ確実に歩んでいってほしい」とあいさつしました。

その後、南那須中学校の校章が初披露されました。校章は、昨年11月下旬から12月中旬にかけて、両校の生徒にデザインを募集。116点の応募があり、各中学校で数点に絞られた後、統合準備委員会によって選定が進められました。1点に絞られた作品は、文星芸術大

学にデザイン化を委託し、完成に至りました。この校章は、「調和と融合」を図り、共に羽ばたいていくことを象徴しています。



続いて行われた入学式では、入学生

95人を一人ひとり確認した後、山久保校長の式辞や来賓の祝辞に続き、入学生代表の小林祥真さんが、「一日も早く学校生活に慣れ、生徒の一員として責任ある行動をとりたい。そして、新生南那須中学校の良き伝統を築いていくことを誓います」と誓いの言葉を述べました。



統合準備委員会では、今後、校歌策定にあたり、平成27年度卒業式までには校歌を披露できるよう、校歌策定委員会(仮称)の設置による検討を進めるこ

ととしています。

左上から、来賓や保護者など多くの人が参加した南那須中学校の開校式／校章の初披露／入学生確認で一人ずつ名前が呼ばれる。



新たに一歩踏み出す 入学・入園おめでとうございます

桜の花も見ごろを迎えた春本

川小48人、境小15人、鳥山小67人、七合

番の4月、市内の小・中学校では、

小26人が入学し、新たな生活を

一斉に入学式が行われ、夢と希望を胸にした新入生が校門をくぐりました。

また、幼稚園や保育園でも入

園式が行われ、入園児は保護者

に手を引かれながら初登園しました。

2校で211人(南那須中95人、鳥山中116人)、9日(木)には、小学5校で179人(江川小23人、荒



鳥山小学校。

■おわびと訂正…4月号18ページ「ユリ栽培で緑白綬有功章を受章」の記事で「社団法人大日本農会(総裁・桂宮宣仁親王)」とあるのは、「社団法人大日本農会(総裁・秋篠宮文仁親王)」の誤りです。おわびし訂正します。

「にじいろ保育園」が開所



事業所内保育事業として始まった「にじいろ保育園」。

(福)敬愛会が、4月から事業所内保育事業として市の認可を受け、「にじいろ保育園」を開所しました。

同保育園は、当初、敬愛会で働く従業員を対象とした保育事業を行っていましたが、現在は、従業員の子どもだけでなく、地域住民に向けても事業を展開しています。

滝田勇人常務理事は、「今後も地域に根ざした福祉運営を行っていきたい」と話していました。



田代教育長。

新教育長に田代和義氏

新教育長として、4月1日

より田代和義氏が就任しました。任期は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する

法律の規定により、平成30年3月31日までの3年間となります。

田代氏は、昭和54年4月から36年間の永きにわたり、県立高等学校の教壇に立ち、足尾高等学校、鳥山女子高等学校、馬頭高等学校、宇都宮商業高等学校及び真岡高等学校の教頭を歴任した後、24年から馬頭高等学校長として27年3月31日まで務められました。

田代氏は、昭和54年4月から36年間の永きにわたり、県立高等学校の教壇に立ち、足尾高等学校、鳥山女子高等学校、馬頭高等学校、宇都宮商業高等学校及び真岡高等学校の教頭を歴任した後、24年から馬頭高等学校長として27年3月31日まで務められました。

11年目を迎えた大自然を駆け抜けるアドベンチャーレース「エクストリームシリーズ2015那珂川大会」(同シリーズ実行委員会主催)が、4月11日㈯、大木須のオオムラサキ公園を発着点に開かれ、30チーム約90人の選手が全国から参加しました。



上:オオムラサキ公園をスタート

下:マウンテンバイクを乗り出す選手たち。

コースの全長は、約40km。選手たちは、スタートのわずか20分前に手渡された地図を頼りに15のチェックポイントをトレッキングやマウンテンバイク、那珂川では、カヤックなどを使い3人1組で通過します。

当日、午後2時、大谷範雄市長によるスタートの合図で一斉に出発。山あり谷ありのコースに選手たち

里山で 大木須の

エクストリームシリーズ那珂川大会

は苦戦しながらも果敢に挑んでいました。

大会終了後には、「里山のつどい」と題し、大木須の地域住民が選手たちと一緒に交流を行いました。

手をおもてなし。温かい手作りの料理が振る舞われ、選手たちは疲れた身体を癒していました。



荒川小学校。



すくすく保育園。



にこにこ保育園。